

## 都城市産業用地民間開発支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、事業者の立地を促進することにより、雇用機会の拡大及び産業の振興を図るため、市内において産業用地の開発をする者に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業用地 企業が立地するために整備された用地であって、産業の集積、雇用機会の確保等、本市の経済活性化に資するためのものをいう。
- (2) 開発事業 本市において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定より許可を受け、実施する産業用地の開発をいう。
- (3) 指定事業者 都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号）第4条に規定する指定事業者をいう。
- (4) 民間開発事業者 開発事業を行う民間の事業者をいう。
- (5) 関連事業者 次に掲げる者をいう。
  - ア 発行する株式の2分の1以上の保有関係にある事業者
  - イ 連結決算を行っているグループ内の事業者
  - ウ 発行する株式の2分の1以上を保有する者が同一である事業者
  - エ 代表権を有する者が同一である事業者
  - オ アからエまでに掲げる事業者に類すると認められる者
- (6) インフラ 別表に掲げるものであって、開発事業に伴い整備されるもの等をいう。

### (補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の対象となる開発事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 産業用地に進出する事業者が、指定事業者であること。
- (2) 前号の指定事業者と民間開発事業者が同一でなく、かつ関連事業者でないこと。

- (3) 開発に必要な許認可等を取得していること。
  - (4) 市長が適当と認める地域内における開発事業であること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。
- (補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる民間開発事業者は、前条の対象事業を行う者で、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 開発事業に必要な事項について届出し、又は許認可を受けていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を満たすこと。

(補助金の額)

第5条 この要綱による補助金の額は、別表に掲げるインフラの整備等に要した費用の額と市が自ら施工した際に想定されるインフラの整備費用相当額のいずれか低い額とする。ただし、開発面積1ヘクタール当たりの補助金額については2,000万円を上限とし、一の対象事業当たりの交付額については2億円を上限とする。

(対象事業の認定及び補助金の交付申請)

第6条 この要綱による補助金の交付を受けようとする民間開発事業者は、あらかじめ事業認定兼補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業の認定及び補助金の交付を市長に申請しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書（申請日以前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 事業計画書（対象事業の実施方針、場所及び工程を明記したものをいう。）
- (3) 事業収支計画書（事業費内訳を明記したものをいう。）
- (4) インフラ整備事業計画書（インフラの整備場所及び工程が分かるものであって、インフラの工事数量が分かる図面等が添付されたものをいう。）
- (5) インフラ整備事業収支計画書（インフラの工事積算書で工事費内訳及び工事数量が分かるものをいう。）
- (6) 土地利用計画図（産業用地、道路、緑地、排水施設等を明記したものをいう。）

- (7) 開発事業に関連する用地の公図及び土地の登記事項証明書
- (8) 現況写真（敷地及び周辺部）
- (9) 関連事業者の分かる組織図
- (10) 開発に必要な免許等の写し（宅地建物取引士免許、建設業許可証明書等）
- (11) 市税の滞納のない証明書（申請日以前3月以内に発行されたものに限る。）
- (12) 直近3期分の決算書の写し
- (13) 都城市暴力団排除条例施行規則（平成27年規則第43号）様式第1号に規定する役員等名簿（入札参加事業者等確認書）兼同意書
- (14) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請において、2以上の事業者（以下「共同事業体」という。）が一体として対象事業を行う場合は、当該共同事業体を一の事業者とみなすものとする。この場合において、当該申請は、当該共同事業体を代表する事業者が行うものとし、前項に掲げる書類のうち事業者に係るものについては、共同事業体を構成する全ての事業者の書類を提出するものとする。

（対象事業の認定及び補助金の交付決定）

第7条 前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を次条に規定する審査会で審査し、市長は、申請者に対し、事業認定兼補助金交付（決定・却下）通知書（様式第2号）により、当該申請に係る事業の認定及び補助金の交付の可否を通知するものとする。この場合において、市長は、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害を発生させないこと。
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令を遵守すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

（審査会）

第8条 第6条の規定による申請について、内容を審査するため、都城市産業用地民間開発支援事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 商工観光部長

- (2) 総合政策課長
- (3) 農政課長
- (4) 企業立地課長
- (5) 都市計画課長
- (6) 建築対策課長
- (7) 農業委員会事務局長

3 審査会に会長及び副会長を置き、会長は、商工観光部長をもって充て、副会長は、企業立地課長をもって充てる。

4 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

7 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

8 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

9 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

10 審査会の庶務は、商工観光部企業立地課において処理する。

（開発工事等の着工）

第9条 第7条の規定により事業の認定及び補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、第7条に規定する通知を受けた後、補助金の交付の決定の日から1年以内に開発工事等に着手するものとする。

（変更等の承認）

第10条 認定事業者は、対象事業として認定を受けた事業（以下「認定対象事業」という。）の内容等を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、申請事項変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類の内、変更、又は中止若しくは廃止に係るものを添えて、市長の承認を得なければならない。

- (1) 事業変更計画書（事業計画書から変更した内容を明記したもの）
- (2) 事業収支変更計画書（事業収支計画書から変更した内容を明記したもの）
- (3) インフラ整備事業変更計画書（インフラ整備事業計画書から変更した内容を明記したもの）

- (4) インフラ整備事業収支変更計画書（インフラ整備事業収支計画書から変更した内容を明記したもの）
- (5) 土地利用変更計画図（土地利用計画図から変更した内容を明記したもの）
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による変更承認申請があった場合において、その内容を審査の上、認定事業者に対し、変更（承認・却下）通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

3 規則第9条第1項ただし書に規定する軽微な変更については、その変更の内容が次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 交付決定額の増額変更を伴わないもので、かつ、変更前の補助対象経費の総額と比較し、その増減の割合が30パーセント以内のもの
- (2) 変更後の認定対象事業の完了予定年月日が、認定対象事業又は前項の承認を受けた事業完了年度を超えないもの  
(認定対象事業の完了)

第11条 認定事業者は、認定対象事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書（報告日以前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 開発行為に関する工事の検査済証
- (3) インフラに係る管理引継ぎ及び帰属の手続が完了したことが分かる書類
- (4) インフラに係る所有権移転登記が完了したことが分かる書類
- (5) インフラ整備事業報告書（インフラの整備場所及び工程が分かるものであって、インフラの工事数量が分かる図面等が添付されたものをいう。）
- (6) インフラ整備事業収支報告書（インフラの工事積算書で工事費内訳及び工事数量が分かるものをいう。）
- (7) 完成写真（インフラの整備状況が分かるものをいう。）
- (8) 市税の滞納のない証明書（報告日以前3月以内に発行されたものに限る。）
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金交付額の確定)

第12条 市長は、報告書の内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交

付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（産業用地の用途変更の禁止）

第13条 この要綱による補助金の交付を受けた民間開発事業者は、補助金交付額確定通知書の通知日の属する年度の翌年度の初日から10年を経過するまでの間、当該認定対象事業に係る産業用地について、その用途を変更することはできないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 認定事業者が、この要綱による認定対象事業によって開発した産業用地（以下「認定産業用地」という。）を指定事業者等の第3者に譲渡するときは、前項に定める期間内において当該認定産業用地の用途を変更することができないよう制限を設けなければならない。

（認定対象事業の認定の取消し）

第14条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 認定の要件を欠くに至ったとき。
- （2） 事業を廃止し、又は休止したとき。
- （3） 偽りその他不正の行為により補助金を受けようとし、又は受けたとき。
- （4） 環境基本法第2条第3項に規定する公害を発生させたとき。
- （5） 労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令に違反したとき。
- （6） 認定産業用地を譲り受けた者が、前条第2項に定める期間内において当該認定産業用地の用途を変更したとき。
- （7） 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定対象事業の認定を取り消したときは、認定事業者に対し、認定取消通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年9月27日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年9月26日限り、その効力を失う。

別表（第2条、第5条関係）

道路	産業用地及びその周辺の道路であって、都市計画法第32条第1項及び第2項の規定に基づき、本市への管理引継ぎ及び帰属について協議が整ったもの
排水施設	産業用地及びその周辺の排水施設等であって、都市計画法第32条第1項及び第2項の規定に基づき、本市への管理引継ぎ及び帰属について協議が整ったもの
緑地	産業用地内であって、都市計画法第32条第1項及び第2項の規定に基づき、本市への管理引継ぎ及び帰属について協議が整ったもの
埋蔵文化財発掘調査	産業用地内における文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第2項の規定に基づく埋蔵文化財の発掘調査